

三川町PRキャラクター使用規程

(目的)

第1条 この規程は、本町が定めるPRキャラクター「みかわん」（以下「みかわん」という。）を多くの町民が自由に使用し、愛されるものにしていくため、必要な事項を定めるものとする。

(みかわんの使用)

第2条 みかわんを使用しようとするもの（営利を目的とするものを除く。）は、別記三川町PRキャラクター「みかわん」ポーズ一覧（以下「ポーズ一覧」という。）のデザインに限り自由に使用することができるものとする。

- 2 営利を目的としたみかわんの使用又はポーズ一覧以外のデザインの使用は、本町に住所を有する者、本町に通勤若しくは通学等している者、本町に本店、支店若しくは営業所等を置く法人又は本町に所在地を置く団体が次条に規定する承認を受けた場合に限り使用できるものとする。

(営利目的使用時等の使用手続)

第3条 営利を目的としてみかわんを使用しようとするもの又はポーズ一覧以外のデザインでみかわんを使用しようとするものは、あらかじめ三川町PRキャラクター「みかわん」使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 町長は、第7条で規定する禁止される使用のおそれがある場合を除き、みかわんの使用を承認するものとする。ただし、ポーズ一覧以外のデザインでみかわんを使用しようとする場合で、みかわん本来のイメージが変容すると認められるときは、町長は、みかわんを使用しようとするものに対しデザインの補正等を求めることができるものとし、補正後のデザインでのみかわんの使用を承認するものとする。
- 3 町長は、みかわんの使用の承認をしたときは、三川町PRキャラクター「みかわん」使用承認通知書（様式第2号）を、当該承認をしなかったときは、三川町PRキャラクター「みかわん」使用不承認通知書（様式第3号）を、当該申請を行ったものに交付するものとする。
- 4 ポーズ一覧以外のデザインでみかわんを使用しようとする場合で、使用が承認されたときは、町長は当該デザインをポーズ一覧に追加することができる。

(承認内容の変更)

第4条 前条第3項の規定によりみかわんの使用の承認を受けたもの（以下「承認使用者等」という。）が、使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ三川町PRキャラクター「みかわん」使用内容変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 前項の承認要件は、前条第2項の規定を準用する。
- 3 町長は、みかわんの使用の内容の変更を承認したときは、三川町PRキャラクター「みかわん」使用内容変更承認通知書（様式第5号）を、承認しなかったときは、三川町PRキャラクター「みかわん」使用内容変更不承認通知書（様式第6号）を、当該申請を行ったものに交付するものとする。

(使用料)

第5条 みかわんの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 第3条第3項の規定によるみかわんの使用の承認の期間は、当該承認の日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、更新することができる。

- 2 第4条の規定によるみかわんの使用内容変更承認の期間は、前項に定める当該承認の元となった承認の期間とする。

(使用上の制限)

第7条 みかわんを使用するものは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) みかわんについて商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録すること。
 - (2) みかわんのイメージを損なう使用を行うこと。
 - (3) 承認使用者等にあつては、承認を受けた目的若しくは用途以外に使用し、又は使用に関する権利を他に譲渡若しくは転貸すること。
 - (4) 町の品位を傷つける使用を行うこと。
 - (5) 町が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える使用を行うこと。
 - (6) みかわんを使用した物品が、町が製造又は販売した物品であると誤認されるおそれがある使用を行うこと。
 - (7) 法令又は公序良俗に反する使用を行うこと。
 - (8) 三川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に定める暴力団及び同条例第3号に定める暴力団員等を利する使用を行うこと。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、著しく不相当と町長が認める使用を行うこと。
- （使用承認の取消し等）

第8条 町長は、承認使用者等が虚偽その他不正の方法によりみかわんの使用の承認を受けたことを知った場合又は前条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この規程に違反した場合は、使用の承認を取消し、又は必要な指示等を行うことができる。

2 町長は、前項の規定によりみかわんの使用の承認を取消したときは、当該承認を取り消された者（以下「被取消者」という。）に対し、三川町PRキャラクター「みかわん」使用承認取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 被取消者は、承認取消の日からみかわんの使用はできないものとする。

（責任の制限）

第9条 町以外のものがみかわんを使用することに起因する損害又は損失について、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。

（使用中止等の指示）

第10条 町長は、みかわんを使用するものが第7条各号に掲げる使用をしていると知ったときは、当該使用を行っているものに対し、三川町PRキャラクター「みかわん」使用停止等命令書（様式第8号）により当該使用の中止等を指示することができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記 三川町PRキャラクター「みかわん」ポーズ一覧

（別添）